

16

案内設備までの経路(視覚障害者移動円滑化経路)

■ 基本的な考え方

道等から視覚障がい者のための案内設備までの経路は、そのうち 1 以上を視覚障がい者が円滑に移動できるよう点状ブロック等や音声設備を設ける経路とし、安全かつ確実に到着できる整備を行う必要がある。

■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条項	対象規模
一般基準	①道等から案内所又は視覚障がい者に点字等で示した案内設備までの経路は、そのうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路とすること。	令 21-1	別表第 1
	【①で該当しない場合(視覚障害者移動等円滑化措置が必要なエレベーター又は便所がなく、案内所又は視覚障がい者用の案内設備の設置義務がない)、②を確認】	条 21 の 3-1	
	②道等から建築物の出入口(又は音声による案内設備)までの経路のうち、1以上を視覚障害者移動等円滑化経路としているか		
	【①又は②で「適」の場合、以下を記載】		
	(1)線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置を設置しているか(直進のみの風除室内は免除)	令 21-2-1	
	(2)車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	令 21-2-2-1	
	(3)段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	令 21-2-2-0	
③道等に線状ブロック等が敷設されているときは、当該敷設された場所と敷地内の視覚障害者移動等円滑化経路を接続しているか	条 21 の 3-2		

■ バリアフリー整備基準の解説

●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

令…施行令
 条…県条例
 標…建築設計標準
 誘…誘導基準

項目	解説	参照条文等
①②③視覚障害者移動等円滑化経路	<p>●道等から視覚障がい者のための案内設備、又は案内所までの経路は、そのうち 1 以上を視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の場合 ・建築物内に案内所(受付やフロントなど、管理人等が常時勤務するもの)を設け、当該案内所から玄関(外部の出入口)を視認できるときに道等からその玄関までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする場合 <p>●視覚障がい者のための案内設備等の設置義務が生じない場合は、道等から玄関までの1以上を視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、以下に該当する場合を除く。【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声により視覚障がい者を誘導する設備(音声誘導装置等)を設け、道等から当該誘導設備までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき ・建築物内に案内所(受付やフロントなど、管理人等が常時勤務するもの)を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とするとき 	<p>令 21-1 国告 1497 国告 1497 条 21 の 3-1 【図 1~3】</p>

(誘導経路)	<p>◇視覚障害者移動等円滑化経路はできるかぎり分かりやすい経路とする。</p> <p>◇視覚障がい者が移動方向や経路を認識しやすいとともに、一般の歩行動線と著しく異ならないよう配慮する。</p> <p>◇視覚障がい者の動線は、車椅子使用者の動線とできるかぎり交差しないように配慮する。</p> <p>◇案内設備は、建築物の出入口に近接して設けることとするが、車両の通行が多く、動線が交錯し視覚障がい者の安全な移動に支障が生じる場合は、人的誘導を条件に敷地の入口付近に案内設備を設けることができる。(この場合には、視覚障がい者や UD アドバイザーの助言を求めることが望ましい。)</p> <p>◇誘導ブロック等は、車椅子使用者、高齢者、杖使用者、肢体不自由者が通行の支障と感ずる場合がある。このため、誘導ブロック等を敷設する位置は、利用者の動線計画や案内表示板の位置等を考慮して、他の動線と干渉が少ない計画とすることが望ましい。</p> <p>◇誘導ブロック等の敷設は、エレベーターや便所、階段、視覚障がい者が利用する窓口等までの誘導に配慮する。</p>	<p>建築設計標準 2-269(2)② 留意点</p>
(点状ブロック等)	<p>●視覚障害者移動等円滑化経路は、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせたもの、又は音声誘導装置等による誘導とすること。</p> <p>●敷地内の通路に設ける視覚障害者移動等円滑化経路は、視覚障がい者に対し警告を発信するため、以下の部分に点状ブロック等を敷設すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車路に近接する部分 ・段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分。 ただし次に掲げる場合は除くものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ✓ 高さ16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合 ✓ 階段部又は傾斜部分と連結して手すりを設ける踊場等の場合 <p>●進行方向を変更する風除室内は、線状ブロック・点状ブロック等を敷設すること。(進行方向の変更がない場合は敷設不要。)</p> <p>◇以下の視覚障害者誘導用ブロック等は、JIST9251 による突起の形状・寸法及び配列のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起をする点状ブロック ・移動の方向を示す線状の突起のある線状ブロック <p>◇点状ブロックは、前方の危険性、又は歩行方向の変更を予告することを目的に、注意を喚起する位置に敷設する。</p> <p>◇線状ブロックは、歩行方向を案内することを目的に、移動経路に敷設する。</p> <p>●点状ブロック等の色は、黄色を原則とすること。</p> <p>◇弱視者が識別できるよう、誘導ブロック等と周囲の床の色は、輝度比を少なくとも2.0以上確保することが望ましい。</p> <p>◇点状ブロック等を黄色にした場合に、床の色を白や薄いグレーとすると、弱視者が視認しにくい場合、これらの色を組み合わせる場合は、色が際立つように縁取りを設ける等の配慮が必要である。</p> <p>◇点状ブロック等の敷設幅は、30 cm以上とする。</p> <p>●原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置すること。</p> <p>◇点状ブロック等の上には、物を置いたり、立ち止まらないよう注意喚起のための表示等を行う。</p> <p>◇点状ブロック等の敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。また壁・塀の付属物や電柱等の路上施設に視覚障害者が衝突する場合もあり、敷設位置には十分注意する。</p> <p>●道(歩道)等に道路管理者等によって線状ブロック等・点状ブロック等が敷設されているときは、敷地内の線状ブロック等・点状ブロック等(視覚障害者移動等円滑化経路)と接続させること。【拡充】</p>	<p>令 21-2-1</p> <p>令 21-2-2-1 令 21-2-2-0 国告 1497</p> <p>標 2-267(2)① 【図 4】</p> <p>標 2-267(2)① 留意点</p> <p>標 2-268(2)② 留意点 【図 4】</p> <p>条 21 の 3-2</p>

■ 参考図 ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

図2 出入口付近の点状ブロックの設置例

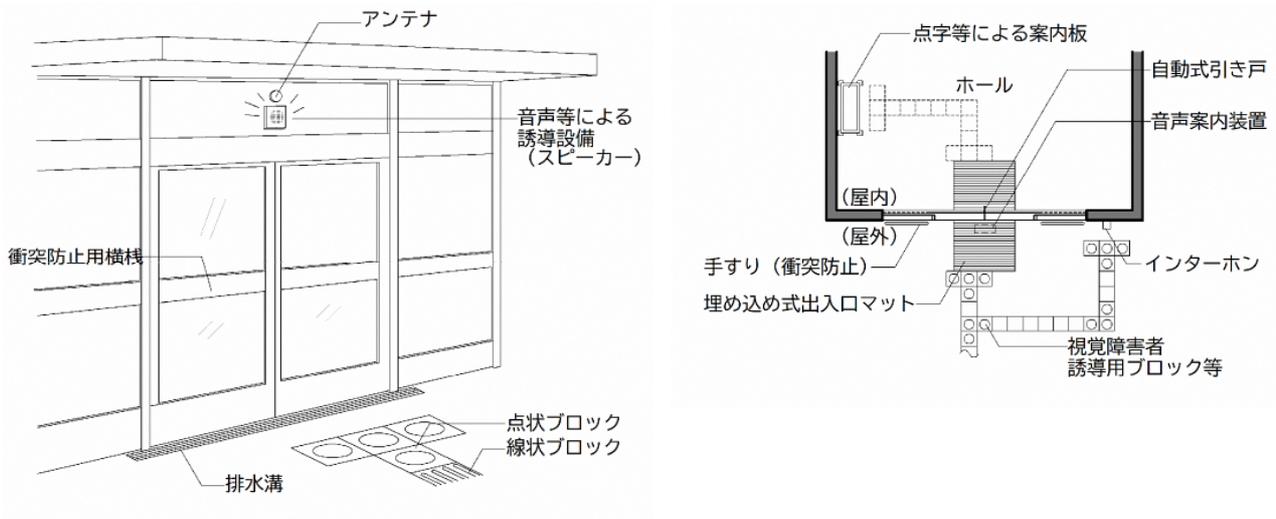
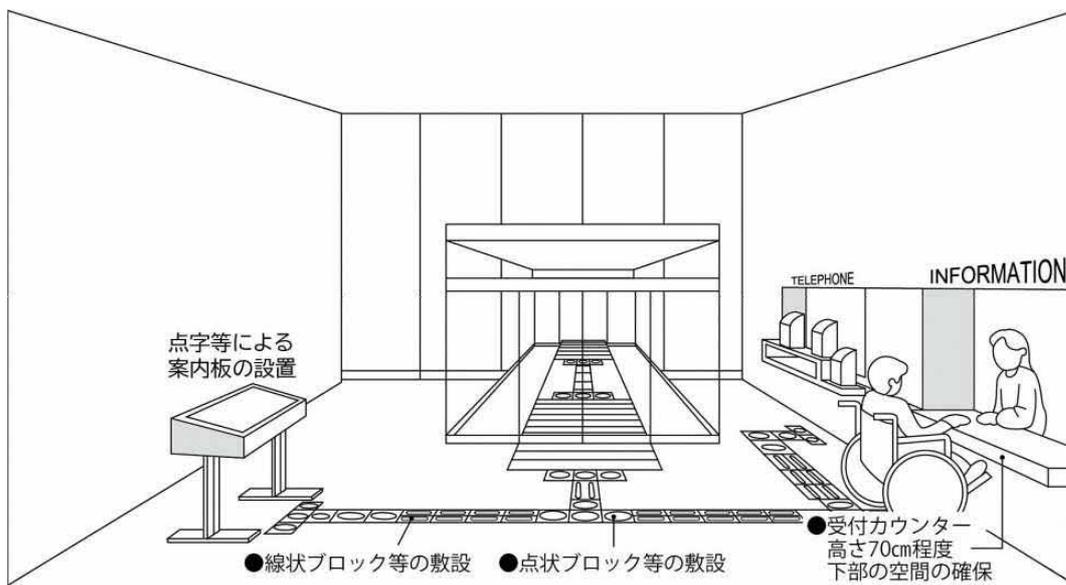


図3 出入口から受付までの廊下の整備例



案内設備までの経路(視覚障害者移動円滑化経路)

■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図 4 視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法

